

富田林市会計年度任用職員（年金相談員）採用資格試験実施要領

(令和8年度採用予定)

1. 募集職種及び受験資格

(1) 募集業務

年金事務全般及び窓口事務

(2) 採用人数1人

(3) 受験資格

市役所や年金事務所で3年以上年金業務経験を有する人、もしくは社会保険労務士の資格を有する人かこれに相当する知識と経験を持つ人。

ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの
- 人
- ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験

(1) 面接試験

① 試験日

※面接日時は、申し込み時に相談させていただきます。

② 試験会場

富田林市役所（受験申込時に要相談）

③ 持参するもの

受験票、黒のボールペン

(2) 結果発表

令和8年2月末までに、合否に関わらず郵送にて通知します。

3. 受験手続

申込書類を持参し、申し込みください。※郵送での受付はいたしません。

(1) 申込期間 令和8年2月5日(木)から2月10日(火)まで(土日除く)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時30分まで

(3) 申込場所 富田林市役所2階 健康推進部 保険年金課⑧番窓口

(4) 申込に必要な書類

- ・採用資格試験申込書（写真貼付・所定の事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）

4. 採用

(1) 採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高点順（最低得点 60 点以上）に 1 名登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。

名簿登載期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

(2) 採用

採用資格者名簿上位から採用します。

(3) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

5. 勤務形態

(1) 任用期間

任用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

（任用開始日から 1 か月間は条件付採用期間となります。）

(2) 勤務場所

富田林市役所 健康推進部 保険年金課内

(3) 報酬

本市の規程に基づき支給します。

給与 月額 244,300 円（昇給制度あり・別途交通費支給あり）【令和 7 年度支給実績】

一時金 期末 2.525 カ月 勤勉手当 2.125 カ月（年間 勤務実績により減額あり）

(4) 勤務時間等

①勤務日

週 5 日勤務

土曜日・日曜日・祝日は原則としてお休みです。

②勤務時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分（内 7 時間 30 分勤務、休憩時間 45 分）

(5) 休暇

本市の規程に基づき年次有給休暇を付与します。

(6) 社会保険等

健康保険（介護保険含む）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入。

6. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

（2）申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

（3）申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

7. 問い合わせ先

富田林市役所 健康推進部 保険年金課 国民年金係

0721-25-1000 （内線 170）